

## 第3章

### アルゼンチン —経済停滞と産業保護の制度化： 電気機器産業の事例—

#### はじめに

1970年代、80年代のアルゼンチンは、高インフレと低成長（1971～80年の年平均成長率は、0.8%，81～89年では、-3.3%，米州開発銀行発表）というきわめて深刻な経済危機の状況下にあった。しかし、アルゼンチンの場合低成長は70年代80年代に限らず、1929年から1983年という長期的な経済変動をとってみても、低成長という特色が際立っている。1929年から83年にかけての年平均経済成長率がアルゼンチンでは2.5%であったのに対し、同じラテンアメリカの大國であるブラジルでは5.6%，メキシコでは6.8%となっている。またアルゼンチンと類似した歴史的背景を持つヨーロッパ人植民型新開国であるアメリカ合衆国では3.8%，カナダでは3.9%，オーストラリアでは3.7%といずれもアルゼンチンを上回っている（Cavallo [1984, p. 18]）。他方、政治に目を転じれば、1930年の急進党イリゴージェン政権を転覆させた軍事クーデター以来、軍の政治への介入は繰り返され、最後の軍政は経済的混乱とマルビーナス戦争の敗北の中1983年に自滅する形で終わり、同年アルフォンシン急進党政権が成立した。

こうした、きわめて長期にわたる経済的停滞とそれに付随する政治的混乱の繰返しというアルゼンチン問題の根本を見極めるには、1929年世界恐慌以

降アルゼンチンの基本的発展パターンであった輸入代替工業化の過程が検討されなければならない。アルゼンチン経済史においてはおよそ1880年から1930年までを農牧產品輸出経済期、1930年以降を輸入代替工業化期と時代区分するのが学説上の通説となっている。その場合、経済政策論的には、①経済政策としてなぜ輸入代替工業化が採用されたのか、またそれが②アルゼンチンにおいてはなぜかくも長期間にわたって維持されてきたのかという課題が設定される。

第1の論点について最近問題を提起した研究として Carlos H. Waisman (1987) のものがある。彼の議論を要約するとおよそ以下のとおりである。すなわち、1930年以前のアルゼンチンは低開発国 (*underdeveloped country*) ではなかった。ところが世界恐慌、第2次世界大戦という外的条件の変化が地主階級のヘゲモニー低下、上層階級の分裂、中立政策を巡るアメリカからの外圧に対する軍の対応等の状況変化を引き起こし、国家の自律化を促した。1943年クーデターはその始まりである。第2次世界大戦末期になるとエリート層は分裂して、およそ次の2グループに大別できるようになった。そのひとつは農牧業者、大工業家、保守政治家からなるグループで、彼等は開放政策に基づく世界システムへの復帰を目指し、その行動原理は彼等の経済的利益に基づくものであった。これに対してもう一方のグループは軍、教会、反自由主義的右翼から構成されるグループで、イデオロギーに基づき行動し、経済ナショナリズム、民主主義への冷淡さ、共産主義への異常な恐怖心という特色を持っていた。著者によればこの共産主義への異常な恐怖心というものは非現実的なものではあったが、こうした強い反共意識をもった政治セクターの政策選択の結果、1940年代、すなわちペロン政権下、自律国家は工業保護と国家組合主義を制度化させたとしている。そして、それが後年の経済停滞と政治的混乱の基本的原因であると論じている。

本研究はこうした輸入代替工業化の起源に関する研究に続いて、ではこうした政策がなぜかくも長期にわたり継続され、その結果それがアルゼンチン国民経済にいかなる影響を与えたかという第2の課題を検討するためのケー

ススタディーである。本論は、ワイスマンの研究を直接分析したり、またその議論を全面的に肯定するものではない。しかし、彼の提唱した工業保護の制度化という命題を手掛かりとして、以下議論を進めてゆきたい。そこでここで、1970年代後半から80年代前半にかけてアルゼンチンの最南端ティエラ・デル・フエゴ島を対象に設定された電気機器産業保護育成政策を中心に検討することとする。ティエラ・デル・フエゴ島の電気機器産業保護育成政策を研究の対象として選定した理由は、それがアルゼンチンの実施してきた産業政策（それは同時に輸入代替工業化政策もある）のかもし出した歪みを最も端的に表していると思えたからである。また後に詳述するように、ティエラ・デル・フエゴ島振興法自体は基本的には地域振興法という性格を持っていて。しかし、同時にそれはアルゼンチンの全電気機器産業のありかたをも規定していることから、アルゼンチンにおける電気機器産業に関する産業振興法としての性格をも合わせ持つといえる。

先に述べたように本研究の目的は、どのような過程でひとつの産業育成政策が策定され、それがどのような展開を示し、その結果それがアルゼンチン国民経済にいかなる影響を与えたかを解明することにある。そのために本章は以下の構成をとる。まず、アルゼンチンにおける産業政策 (*promoción industrial*) の流れを簡単にまとめ、その流れのなかでのティエラ・デル・フエゴ島の事例の位置づけを行なう。次にティエラ・デル・フエゴ島を対象とした電気機器産業育成政策策定の過程を概観する。そして、それに基づいて展開されたティエラ・デル・フエゴ島の電気機器産業がどのような構造を持ち、またそれがアルゼンチン電気機器産業全体にどのような影響を与えたか、さらにそれとアルゼンチン国民経済との関連についての考察を行なうこととする。そして最後に、法律19640号延長問題に触れ、アルゼンチン国民経済全体からみてマイナス面の強い保護された産業がいかに政治的システムのなかに組み込まれ構造化されていったかについて述べたい。

## 第1節 アルゼンチンにおける産業政策 (promoción industrial) の歴史

### 1. 農牧產品輸出経済の崩壊と政府の経済過程への介入

さきにアルゼンチン経済史の時代区分において、1929年世界恐慌以降を輸入代替工業化期とするのが通説となっていると述べたが、それは必ずしも世界恐慌以降直ちに、経済政策として積極的な輸入代替工業化政策が採用されたということを意味するわけではない。もちろん、1920年代、30年代の工業化については論者によりいろいろと見解の分かれるところがある。たとえばビジャヌエバはアルゼンチンの近代的工業化は1930年代に始まったのではなく、20年代のとくに後半に始まったとしている (Villanueva [1972])<sup>(1)</sup>。しかし、各論者にはほぼ共通する点は、1930年以降はそれ以前にみられた農牧產品輸出型経済発展に有利な外的条件がほぼ失われ、工業化にとって有利な外的条件が出現したということである。とはいえ、こうした対外条件の変化が30年代に工業をとくに発展させたとする議論について、それを実証面から疑問視する研究もある。<sup>(2)</sup>

事実、1930年軍事クーデターで出現したオリガルキー政府の採用した経済政策は、従来からの対イギリス農牧產品輸出の確保を第一の目標とした比較優位に基づくレッセ・フェール的自由貿易政策とは大いに趣を異にしていた。<sup>(3)</sup> まず手始めとして、政権の基盤をなす大牧蓄業者の利益保全を目的とした政策がとられた。そこでは、大英帝国経済ブロックの結束を強化するオタワ協定の締結により危機にあった対イギリス畜產品輸出を確保するため、対英食肉輸出の割り当てを受け取る代わりにアルゼンチン市場におけるイギリスの優先的地位をみとめるというロカ・ランシマン協定が1933年締結された。その後、オリガルキー政権は、農牧產品価格の下落や急激な価格変動に

対処するために、穀物委員会 (Comisión Nacional de Granos y Elevadores), 食肉委員会 (Junta Nacional de Carne), ワイン調整委員会 (Junta Reguladora de Vinos) 等の政府委員会を設置した。それは世界恐慌に伴って出現した農業恐慌に対処するためになされたものとはいえ、以前の比較優位に基づくレッセ・フェール的政策と比べ、経済過程に対する国家の大幅介入の開始という点で際立った対照をなしていた。また、当時のアルゼンチン国家歳入の中で大きな位置を占めていた関税収入の落ち込みを補い、対外収支の均衡を図るために関税率の引き上げが行なわれた。これは、農牧産品を輸出して工業製品を輸入するという当時の貿易構造に照らしてみると、直ぐに輸入製品価格の引き上げにつながり、国内の消費財生産部門に対する保護措置の役目を果たしたといえる (Ferrer [1981])。

## 2. 輸入代替工業化政策の開始

とはいえる、1930年軍事クーデターで成立したオリガルキー政権下では、アルゼンチンの工業発展を目指した明確な産業育成政策は実施されなかったといってよい。最初の産業振興に関する政令が施行されたのは、1943年軍部内民族派が中心となって引き起こしたクーデターのあとを受けて成立した軍事政権下のことであった。当時、軍部内には連合国側にたって枢軸国と断交し、保守派候補の大統領選出馬を支持するグループと、ドイツに親近感を抱き第2次世界大戦において中立を維持することを主張する民族派に大別できた。1943年クーデターで権力を握ったのは後者のグループであった (Ferrero [1980, pp. 172~173])。この右派軍事政権のもと、アルゼンチン最初の工業振興に関する政令 (Decreto 14,630) が1944年に公布された。また同年製造業向け融資を目的とした工業銀行が設立された。

ここで注目しなければならないことは、こうした工業振興に関する政策が軍事政権下の国家主導により推進されたという点にある。というのも、アルゼンチンにおいて長期的にみると工業は成長を続けていて、第2次世界大戦

の影響によりその勢いは一層強まった。また、アルゼンチン工業連盟 (Unión Industrial Argentina) を中心に工業育成の必要性を主張する声は常に存在した。しかしながら、そのことが直ちに産業資本家の政治的立場の強化にはつながらなかった。事実、この時点において産業ブルジョワジーの利害を代表する有力政党は存在しなかったし、また産業ブルジョワジー自身も必ずしも結束して自己の利益を直接政策形成に反映させるほどにはまとまっていた。そのため民族産業ブルジョワジーの利害は、軍を通じて間接的に表現されるしかなかったとの見方もある。<sup>(5)</sup>

一方、軍のなかにも製造業の確立が国防の強化にとって、また近代戦の遂行にとって必要不可欠であるとの考えが存在していた。<sup>(6)</sup> 潜在的に軍部内にこうした工業化必要論があったことに加えて、さらに当時のアルゼンチンを取り巻く外交情勢も軍部をして工業化への指向を強めさせる要因として作用した。というのも第2次世界大戦下、アメリカの連合国側への参加要請にもかかわらずアルゼンチンは中立を維持し、アメリカとの関係が悪化していた。一方、隣国ブラジルでは1942年には対枢軸国戦線布告を行ない、アメリカとの足並みをそろえていた。こうした外交関係の結果、アメリカはアルゼンチンに対して武器の供給を停止し、ブラジルに対してはそれを継続した。このことはブラジルとの軍事的均衡に鋭敏なアルゼンチン軍部を悩ませ、また戦時においては、アメリカがブラジルの同盟国となりうることを意味し、アルゼンチン軍部にとっての脅威として受け止められた。こうしたことから自前の工業を持ち、もって国防に寄与するという指向が定着し、軍が積極的に工業化のイニシアティブを取るようになった (Ferrero [1980, pp. 222~224], 松下 [1987, pp. 193~195])。

1944年公布の政令14630号で育成の対象とされた産業は、国産原料を使用し、国内市場向のもの、最も必要なもの、国防と関係するもの、というように軍の意向を強く反映したものとなっている。政策手段としては、輸入資本財や中間財についての減免税、輸入品に対する課税、輸入割り当て、補助金などがある。また工業銀行 (Banco de Crédito Industrial) の融資は、国益にか

なう企業がおもな対象となっている (Ferrucci [1986, pp. 100~102])。以上のようにアルゼンチンの最初の産業政策は強い軍事的要請に基づいて策定されたものであるといってよく、そこに産業政策の策定に当たって政治的軍事的目標に重きが置かれるというアルゼンチンの伝統の原点を見ることができる。その後、軍は軍事工廠総局 (Dirección General de la Fabricaciones Militares) のもと一群の製造業を擁するに至り、アルゼンチン工業化において大きな役割を果たすこととなる。その軍事工廠総局は、単に軍需産業を擁するに留まらず、アルゼンチン唯一の高炉を持つ一貫製鉄所である SOMISA を支配し、またいくつかの石油化学企業に資本参加するなど、いわゆる基幹産業の成立に深く関与していた。さらに付け加えておくと、輸入代替工業化の過程で、それぞれのもつ意味合いに差異はみられるものの工業化の主体は、アルゼンチンの場合、上述の軍需工廠総局を含む公営企業、民族系企業、多国籍企業に3分される。

### 3. 産業育成政策の確立：ペロン政権期

ペロン政権期になると有名な第1次・第2次5カ年計画が遂行され、本格的な産業政策が実施されていった。そこです、こうした積極的な産業政策を採用するに至ったペロン政権の性格について考えてみたい。同政権において、大統領のペロン自身軍部民族派に属する軍人であったし、ペロン政権の基盤のひとつが当初軍にあったことは間違いない。また、1944年クーデター以降の軍事政権において、ペロンはその労働社会政策により頭角を現し、ペロン政権の成立過程においても労働組合は大きな役割を果たすこととなり、その後も労働勢力はペロン政権の有力な支持基盤となっていた。ワイスマンによる1946年の大統領選挙においてペロンを支持したエリート層は軍、教会、新右翼であり、反対したものは上流層、農牧業者、工業家、そして大部分の保守主義者であったとしている。もっともこの工業家グループは主としてアルゼンチン工業連盟に集結する大企業家グループであり、それらは外国資本

かまたはそれと関係あるものが多かった。<sup>(7)</sup> こうした産業資本の政治的行動に関する研究もすでにいくつか存在している。

要するに、アルゼンチンにおいて積極的な産業政策を遂行した政権は、産業ブルジョワジーの利害を背景として成立したブルジョワ民主政権ではなく、軍のナショナリストグループから出発し、労働者層と結び付き、その全面的支持をうけたきわめてボピュリスト的性格の強い政権であった。このことはその後のアルゼンチン経済の行方を大きく規定することになる。<sup>(8)</sup>

この時期、ペロン政権によって採られた産業育成政策の手段は、アルゼンチン貿易振興院 (IAPI: Instituto Argentino de Promoción de Intercambio) の創設により農業部門からの資金を工業部門へ再分配するという間接的なものから、政府による国営企業の創設という直接的なものまできわめて多岐にわたっている。そして、そうした政策を遂行しているペロン政権を支えていたグループは、まず労働総同盟 CGT であり、自由主義的なアルゼンチン工業連盟から分派した企業家グループの CGE であり、また軍や教会、そして一部の職業人や学生であった (Mallon [1975, p. 8])。

ここではその詳細に立ち入らなかったが、19世紀末以来のアルゼンチン経済の機軸は、以下のような変質を遂げたと言ってよいであろう。すなわち、19世紀末以来の農牧產品輸出経済が、世界恐慌や第2次世界大戦を経て輸入代替工業化路線に転換してゆき、ペロン政権に至って政府の直接的、間接的経済過程への介入手段が制度化された。他方で輸入代替工業化を支え、そこから利益を受ける利害グループが、政党政治を通じての正式のルートにより、また各々の利益団体を通じて政府に圧力をかけるなどして政策決定過程に影響力を持つに至ったとみてもよいであろう。要するに、ペロン時代のアルゼンチン経済史における意義は、この時代に輸入代替工業化路線の諸制度が整備されるとともに、それをささえる社会的・政治的機構が確立した点にあるといえよう。産業政策はこうした輸入代替工業化政策のなかでも中枢を占める位置にあった。本論でとりあげるティエラ・デル・フエゴ島の電気機器産業の事例も、こうしたアルゼンチン経済史における輸入代替工業化をめぐる

政治経済学のコンテキストの中に位置づけられることになる。

## 第2節 アルゼンチンの電気機器産業の展開

本論の中心課題は、1972年にティエラ・デル・フエゴ島を対象とした地域振興法が制定され、それを根拠に当時の経済情勢のもと、同島に展開したラジオ・テレビを中心とした家庭用電化製品生産の展開について論じることであるが、その前にそれまでのアルゼンチンにおける電気機器製品生産の進展について簡単に触れておきたい。しかしながら、アルゼンチンにおける電気機器産業の発展過程を示す資料はきわめて限定されており、主要なものとしてはいくつかの工業センサスと、それを基にした若干の研究があるのみである。それらの資料から知り得る事実として以下の事項がある。すなわちアルゼンチンにおいて、電力・電気機器産業の本格的工場が設立されたのは第1次世界大戦直後の頃であった。その後、輸入代替を基本としてこの部門の産業の発達は加速され、1950年代には多国籍企業と民族系企業を主体として耐久消費財生産を中心とするその発達は一段と顕著であった (Petrecolla [1974, 第1章])。

1970年代半ばまでは、電気機器産業育成のための特別な立法措置はとられず、一般的な産業振興法のもとでその発展が促された。そのため電気機器産業の場合も、他の輸入代替工業化政策が適用された産業と同じく、すでに基本的に成熟した技術を導入し、最終財には厚く、中間財には国産化の度合いに応じた保護を与え、非国産の資本財については基本的に輸入で賄うための措置が採られた。そのため、1974年の全電気機器工業部門生産の71%が最終消費財生産によって占められている (Azpiazu; Basualdo; Nochteff [pp. 308~314])。ともあれ、こうした産業保護措置（高い輸入関税やある時期には輸入禁止措置も採られた）のもとアルゼンチンにおいては電気機器産業が育っていった（第1表参照）。

かかる状況のもと、アルゼンチンにおいては家庭用電化製品の輸入代替は比較的早期に始まり、1960年代には最終消費財の生産に限ってみるとほぼ国産化が達成されたと言ってよい。またそうした最終消費財の国産化が達成されると、先進国で開発された普及技術をもとに、アルゼンチンの現状に適した技術改良を行い得る企業も出現した。その例として、広大な国土とそれを十分にカバーするには不十分な放送局数というアルゼンチンの現地事情にあった高感度トランジスターラジオがある (Azpiazu; Basualdo; Nochteff [p. 38])。また保護措置のもとにあるとはいえ、技術革新（真空管からトランジスターへの転換等）の結果、製品価格の低下もみられた。さらに長期にわたる電気機器産業の輸入代替の進行の結果、部品生産も徐々に発達し、最終消費用電気機器生産において徐々にではあるが国産部品の使用が増していく。1974年において国産部品生産の80%は最終消費用電化製品生による需要であった (Azpiazu; Basualdo; Nochteff [p. 40])。ちなみに、同部門の資本の国籍をみると、アルゼンチンの場合テレビメーカーに限って言うと外国企業の商標を使用している場合があるものの、その資本の国籍は民族系が優勢であった。他方、アルゼンチン電気機器産業の地理的分布をみると、1974年経済センサスによると74年時点ではラジオ・テレビ製造の事業所の86%，生産額の95%，付加価値の95%は連邦首都およびブエノスアイレス州内にあるというように、最大の消費地であるブエノスアイレスへの集中度がきわめて高かった（第2表参照）。

しかし、こうした家庭用電化製品生産も、保護措置を前提として成立したものであり、国内市場向の生産に限定されていて生産コストは高く、為替の変動を考慮してみても結局のところ国際競争力はなかった。ECLA の試算によると1962年のアルゼンチンでのそれらの価格が冷蔵庫663.53ドル、洗濯機515.75ドル、テレビ610.33ドルであったのに対し、アメリカでは各々210.41ドル、234.04ドル、179.62ドルとはるかに安くなっている（大原 [1974, p. 174]）。また前述した技術の自主開発力も限定されたものであり、部品産業の発達も自給達成には程遠く、電気機器産業の基本的構造が保護措置に基づく輸入代

替工業化の一貫として成立したため、中間財、資本財の輸入は大きく、その結果電気機器産業の貿易収支は当然赤字を記録していた。1970年から76年にかけての電気機器製品の貿易収支をみると、輸入代替の進んだ最終消費製品の全電気機器製品輸入に占める割合は8.1%と小さく、これに対して資本財、中間財の割合は44.3%, 47.6%となり、電気機器製品の貿易収支は全体で約4770万ドルの赤字となっている（第3表参照）。

第1表 アルゼンチンにおけるテレビ受像機生産台数

(単位：1000台)

年 生産	1961 202	1962 118	1963 77	1964 129	1965 180	1966 159	1967 155	1968 168	1969 181	1970 194
年 生産	1971 216	1972 195	1973 233	1974 279	1975 290	1976 169	1977 254	1978 219	1979 262	1980 454

(出所) UN, *The Growth of World Industry*, Vol. II, New York, 1970.UN, *Yearbook of Industrial Statistics*, New York, 1980.

第2表 1973年におけるテレビ・ラジオ生産の分布

	事業所数	生産額 (1000ペソ)	付加価値 (1000ペソ)
連邦首都	290	1,398,515	687,256
ブエノスアイレス州	158	475,938	283,211
上記計 (%)	448 (86%)	1,874,453 (95%)	970,467 (95.1%)
全国	523	1,972,328	1,020,815

(出所) INDEC, *Censo Nacional Económico*, 1974.

第3表 電気機器製品の貿易

(単位：1000ドル)

年	全輸入	消費財輸入 %	資本財輸入 %	中間財輸入 %	全輸出	貿易収支
1970/76	90,846	7,357 8.1	40,225 44.3	43,260 47.6	43,120	- 47,725
1977/84	567,137	127,312 22.4	216,062 38.1	223,797 39.5	89,642	- 477,530

(出所) Azpiazu; Basualdo; Nochteff (pp. 164-169)

### 第3節 法律19640号

#### 1. 地域開発の系譜

ティエラ・デル・フエゴ島の開発を目的とした法律19640号が制定されるのは1972年のラヌーセ (Lanusse) 軍事政権下のことであった。1970年センサスによるアルゼンチン領ティエラ・デル・フエゴ島（行政区画上は連邦政府直轄領ティエラ・デル・フエゴ島）の人口は、約1万4000人であり全人口の0.058%にすぎず、人口密度に至っては1平方キロメートル当たり0.7人という人口稀薄地帯であった (Instituto Nacional de Estadística y Censo, 以下 INPEC と略称。[1989])。また1973年における同島の製造業は食品工業と木材加工を中心には60の事業所が労働者581人を雇用していたにすぎず、基本的に産業の中心は1次産業であったといえよう (Instituto Nacional de Estadística y Censo...)。

他方、ブエノスアイレス首都圏に対する経済力、人口の集中は著しいものがあり、法律19640号が制定された背景としてブエノスアイレスへの経済力の一極集中の排除と国土の均整のとれた発展という昔からの課題があったことは確かである。このブエノスアイレスへの一極集中の緩和という古くからの課題は、後に制定される各種の産業政策のなかでも政策目標のひとつとして掲げられることになる。事実、産業政策がアルゼンチンにおいて本格的に開始されてまもなく、すでにそのなかに産業の地方分散という観点がみられた。現在のアルゼンチンの輸入代替的工業を基礎とする経済社会体制が確立したとされるペロン政権期に策定された第2次5カ年計画のなかにも、すでに明確に産業の地方分散という目標が記されている。

その1952年からの第2次5カ年計画にあっては、製造業の地域割り (zonificación) と地方分散に際して以下の4点に留意して実行されるべきであるとしている。すなわち、①国家の社会経済的利益、②財とサービスのコ

スト、③地域経済の振興、④国防、というものであった。ここで注目すべきことは、産業の地方分散を実行する際に留意すべき点として国防という事項をあげている点である。この産業の地方分散という政策は基本的にその後の政権にも受け継がれ、全国レベルでの産業振興法のなかに産業の地方分散という目標が掲げられ、具体的な内容はそれとは別の法律や政令で定められた。こうした傾向は1963年から73年まで続く軍事政権でもみられた。同軍事政権下、全国レベルでの一般的産業振興法として1970年に法律18587号、1973年に法律19904号が制定された。しかし、両法律は同時期の産業振興に関する一般的事項を定めたのに留まり、その実行を裏付ける法律や政令類が未整備であったため効力をあまり持ち得なかった (Ferrucci [1986, p. 113])。そのうち1970年制定の法律18587号のなかでやはり工業の地方分散がうたわれている。また首班交替の後の1972年制定の法律19904号のなかでも工業の地方分散、地域開発、そして国境地帯への援助という目標が掲げられている。そして、こうした製造業の地方分散ということをひとつの目標として、軍事政権は1971年にサンファン州とトゥクマン州を対象とした法律19375号と1972年にティエラ・デル・フエゴ島を対象とした法律19640号を制定している。

このように、アルゼンチンでは歴史的に産業政策において製造業のブエノスアイレス首都圏への集中排除・地方分散という政策目標が掲げられてきた。そこでは具体的にどの産業をどの地方へ分散させるかという個別的问题になると、政策決定に際して経済的要因よりも政治的・軍事的要因が重視されてきたようと思える。そこで、法律の内容に立ち入る前に、いかなる経過でティエラ・デル・フエゴ島を対象とした法律が制定されたかについて触れてみたい。

## 2. ピーグル海峡をめぐるチリとの紛争

1972年にラヌーセ軍事政権がティエラ・デル・フエゴ島を開発の対象地域に選定した背景には、19世紀以来のチリとの領土紛争があることはほぼ間違

いない。アルゼンチンとチリはティエラ・デル・フエゴ島の南方、ビーグル海峡の大西洋側出口付近に散在する諸島、とくに本島よりの3島の領有、およびビーグル海峡の帰属をめぐり19世紀以来論争を繰り返してきた。アルゼンチン側としては、もしビーグル海峡およびその出口にある3島がチリに帰属するとなれば、ティエラ・デル・フエゴ島にあるウシュアイア市への海路がチリ領により包囲されてしまうということが問題であり、また2次的には海底資源や水産資源の問題も絡んでいたと言われている。一方、チリ側は全ビーグル海峡はチリに属し、国境線はティエラ・デル・フエゴ島の海岸を通過すると主張している。この時期アルゼンチン軍事政権、とくにアルゼンチン海軍が強く主張していたことは、ビーグル海峡の分割であった。さらに当時ティエラ・デル・フエゴ島の人口の80%がチリ人であったことも軍部に懸念を抱かせる要因であった。軍事政権となってからも、どのような方法で交渉を進めるかについてチリ政府との間で緊張したやりとりが続いた。

交渉は、アルゼンチン側はオンガニア、レビングストン、ラヌーセ、チリ側はフレイ、アジェンデ政権と推移して継続されたが、アルゼンチン・ラヌーセ軍事政権、チリ・アジェンデ社会主義政権のもと1971年7月22日にイギリス・ロンドンで調停案は合意に達した。同合意はイギリスを仲立ちとし、イギリスの指名により国際司法裁判所の裁判官の中から委員を選定して仲裁委員会 (Corte Arbitral) を作り、調停裁判を行なうというものであった。同合意は「紛争の司法的解決に関する一般条約」(Tratado General sobre Solución Judicial de Controversia) として1972年4月5日に調印された（同条約は基本的には1902年の条約の内容を継承、1972年11月21日法律19961号として公布）(*El Mercurio*, 1985年5月2日)。こうした動きとほぼ時を同じくしてラヌーセ政権は、ティエラ・デル・フエゴ島の開発の促進を目論むに至った。それは、ティエラ・デル・フエゴ島の開発を促進することにより、南部国境地帯のアルゼンチンの領有を確固たるものとして、その事実をもってチリとの領土交渉を有利に進めようとしたためであると言われている。こうして法律19640号が成立するわけであるが、それを促進した最大の要因のひとつにかかる軍事的

事情があったことは、その後のティエラ・デル・フエゴ島開発の在り方を大きく規定するものとなる。

また後年制定された、ティエラ・デル・フエゴ島の産業振興に影響を及ぼした法規として1977年制定の法律21608号があるが、同法が制定された軍政期（1976～83年）もビーグル海峡の領有権をめぐってチリとの緊張が高まった時期であった。このビデラ大統領に始まる軍政は、前述軍政の後成立したペロン党政権（1973～76年）をクーデターで転覆させて成立したものであるが、この間、ビーグル海峡をめぐるチリとの緊張した交渉が続いた。1977年にはイギリスが仲裁案を発表するがアルゼンチン側はそれを拒否、82年には72年調印の紛争解決に関する条約の期間延長をアルゼンチンが拒否し、緊張は極度に高まった（*El Mercurio*, 1985年5月2日）。こうしてティエラ・デル・フエゴの産業振興諸策にも関係した法律21608号制定の背景にも、チリとビーグル海峡をめぐる領有権を争っている軍部の強い意向が存在したと考えられる。

### 3. 法律19640号による産業育成措置

アルゼンチンにおける産業振興に関する法規の一般的構造はおよそ次のとおりである。まず、新政権が成立するとその政権が実行しようとする産業政策の大枠を示す産業振興法が制定される。ただし、必ずしも全ての新政権が独自の一般的産業振興法を制定するわけではなく、前政権のそれを受け継ぐ場合もある。その後そうした一般的産業振興法を具体化させる法律および政令が制定される（一般的産業振興法を具体化させる政令は“decreto reglamentario”と呼ばれている）。1966年から73年にかけての軍政期にはそうした一般的産業振興法は実質的には制定されず、それ以前のものが効力をもっていた。この軍政期には3つの地域レベルでの産業振興法が制定された。ティエラ・デル・フエゴ島に関するものはこのうちのひとつで、1972年に法律19640号として施行された。そしてその施行細目を定めた1972年政令9208号、83年政令

1057号, 同年政令2530号（前述政令の改正）がある。

法律19640号はティエラ・デル・フェゴ島にフリーゾーンを設けることを中心として、同地域に設立された企業に対して各種の減免税措置を定めている。その主な内容は以下のとおりである。①ティエラ・デル・フェゴ島での利益, 売り上げ, 輸送, 等に関する国税の免除（1～4条）, ②ティエラ・デル・フェゴ島に対するフリーゾーンの設定, 輸出入原則自由（5～9条）, ③ティエラ・デル・フェゴ島地域を関税特別地域に指定, 同関税特別地域に対する輸入は次の恩典が得られる。④外国為替に関する諸規制の免除, ⑤特定の場合を除いて, 経済的目的の規制の免除, ⑥本土での輸入関税が50%以下の物に関しては免税, 資本財に関し本土で従来の輸入関税が90%以下の場合, 免税（10～12条）。また同法は政府が例外規定を設けることを許しており、同時に施行された政令9208号でアルコール類, タバコ, 自動車等の関税特別地域に対する輸入を禁止している。⑦フリーゾーンでの生産物の本土輸出は無税（19条）。

この他、1983年施行の政令（Dereto Reguramentario 1057）において、恩典適用製造業およびそこで使用される中間財輸入における輸入関税の免除を規定している。恩典適用製造業として、食品加工業, 木材加工業, 化学工業, 電気機器産業等が指定され、さらに各々の部門において恩典を適用すべき産業を特定している。その電気機器産業のなかにティエラ・デル・フェゴ島での中心産業となったラジオ, テレビ, ラジオカセット, ビデオ, オーディオ製造が含まれている。このように、法律19640号は基本的にはティエラ・デル・フェゴの開発を目的とした地域振興法であるが、しかし、後にみるように結果としてこの法律および関連政令がアルゼンチン電気機器産業全体のありかたを規定することになる。

同法が制定された翌年、ペロン党政権が成立する。しかし同政権下で制定された産業振興法；法律20560号（1973年施行）は人口稠密地帯に位置する事業所に対して恩典を提供するものであり、1973年に成立したペロン党政権はティエラ・デル・フェゴの開発にはあまり関心を示さず、法律19640号は事

実上休眠状態であった (Schvarzer [1987, p. 79])。

ペロン党政権をクーデターで倒して成立した軍事政権（1976～83年）は、新たな一般的産業振興法を制定する。1977年に制定された産業振興法21608号はその目的として第1条で以下の事項を掲げている。①地域開発、②産業の効率化、③国境地帯に新産業を設立、④国防に関する産業発展の推進、⑤産業の地方分散。

そして第2条では以下の産業を対象として定めている。①基礎的戦略的産業、②輸入代替、輸出を促進する産業、③波及効果（とくに失業率の高い地域での）が高い産業、④高度技術を使用する産業、⑤産業振興政策終了の後自活できる産業。

このように法律21608号でも地方開発や国防を強く意識して産業政策が制定されていることがわかる。この法律の施行細目は政令2541号（1977年）で定められた。また、同法律をもとにした地域振興策としてはラリオハ州を対象とした法律22021号（1979年制定）、サン・ルイス州とカタマルカ州を対象とした法律22702号（1982年制定）、サン・ファン州を対象とした法律22973号（1983年11月制定）がある。ティエラ・デル・フエゴ振興に関して法律21608号およびそれと関連した政令から得られる恩典として投資時の減税や輸出時の税の返還措置がある。

この時期、後に触れるマルティネス・デ・オス経済相の自由開放経済政策の印象が強く、とくに反インフレのためのペソ高政策によりかもし出されたイメージにより、同軍事政権が全面的に工業部門に敵対していたという評価もなされているが、必ずしも軍全体がマネタリスト的政策で一致していたわけではなかった。法律21608号のなかにみられる、国境地帯における新産業の設立や国防産業の重視といった項目の存在は、軍が依然として産業振興策により特定の製造業を定着させ、もって国防に寄与するという考えを持ち続けていたことの証拠であると言える。

## 第4節 軍政下の経済政策の激変と電子産業の対応

### 1. 自由経済政策

1974年と1984年の工業センサスをつなぐティエラ・デル・フエゴ島における製造業の推移を示す資料としては、さしあたり分野別事業所数の推移を示した資料があるのみである（第4表）。それによると新規設立事業所は、1979年までほぼ一定しており80年以降増大傾向にある。そのなかで化学工業は1981年以降、電気機器は82年以降新規事業所設立の増加がみとめられる。1972年に制定されたティエラ・デル・フエゴ島を対象とした産業振興法が1980年頃までさしたる実質的効果を持たず、80年以降効果を發揮し始めたのは、実はその間の経済政策の大幅な変更によるアルゼンチン経済全体の急激な環境変化によるところが大きい。

アルゼンチンの経済政策は、1976年の軍政成立とともに急変する。1976年のクーデターによるイサベル・ペロンを首班とするペロン党政権崩壊までは、アルゼンチンの経済政策は多少の色合いの変化はあるにせよ、基本的に1946年成立のペロン党政権以来の輸入代替工業化政策の継続であったといつ

第4表 ティエラ・デル・フエゴ島における主要事業所数の推移

	1978年以前	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1985年総事業所数
食 品	9		2	4	2	5	2	1	27( 2 )
織 繩	4	1	5	2	5	2			23( 4 )
木 工	11	3		1	1		2	2	20
金 属		1		1		2	2	2	12( 4 )
電 気 機 器	3	1	1		2	3	9	4	28( 5 )
化 学				2	1	1			6( 2 )

(出所) CEPAL-CFI, *La industrialización reciente de Tierra del Fuego*, Buenos Aires, 1987, p.16. 一部筆者修正

かっこ内は設立年不詳。

てよい。しかし、1976年から始まる軍政では、それまでの方向とは反対の市場原理に信頼を置く自由開放経済政策が採用され、それはアルゼンチンのように非常に長期にわたって輸入代替工業化が継続された国におけるマネタリストの実験であったともいえる。しかし、自由開放政策と従来一面的にみられてきたマルティネス・デ・オス経済相の経済政策も、その内実は自由化を比較的スムーズに実行できた金融政策と、すでにかなりの展開を示し、しかも利害関係が複雑に交錯した製造業の動向と密接な関連を持つ貿易政策とでは色合いに相違が存在したのは当然のことであった。同時期にチリで採用された貿易自由化政策と比べ不徹底であるとの指摘はすでに『ラテンアメリカの危機の構図』のなかでなされている（細野・恒川〔1986, p. 78〕）。

1976年3月24日のクーデターにより成立したホルヘ・ラファエル・ビデラ軍事政権は、経済相に実業家でかつ大地主であるホセ・マルティネス・デ・オスを任命した（同氏はアルゼンチン最大手の民間製鉄会社 ACINDAR 社社長であった）。彼の採った経済政策のうち、金融自由化は迅速にしかも徹底して実行された。軍事政権成立の翌年2月には預金の国家管理制度が廃止され、同年6月には預金・貸し出し金利が自由化された。しかし、こうした金融自由化にもかかわらず、政府が財政赤字の中央銀行借入分を民間金融市场で調達しようとしたため金利はむしろ上昇してしまった（西山〔1982〕）。為替政策としてはチリで採用されていたクローリングペッグ制を1979年以降採用した。しかし、この間インフレの昂進が続き、ペソの切り下げ率がインフレを下回っていたことから大幅なドル安ペソ高を招いた。こうしたドル安ペソ高政策は、反インフレ政策の一貫として意識的に遂行されていた側面がある。またそのドル安ペソ高が維持された背景には、順調な輸出による貿易黒字、金融自由化の結果資本収支が黒字化したことによる潤沢な外貨準備の存在があった。その結果、当時あらゆるものなかでドルが一番安いと言われるほどになり、海外旅行ブームとともに輸入品ブームを生み出す重要な要因となった。

次に、マルティネス・デ・オス経済相の採った貿易政策をみてみると、①

輸出入に際して存在した各種規制を撤廃していくと共に、②順次関税を引き下げていく、ということを主な内容としていた。輸出入活動の大部分には自由為替制度が適用され、穀物と食肉の内外の流通を独占していた穀物委員会および食肉委員会の独占廃止とその部門の民間移行を実施した。また関税も順次引き下げられ、1976年初頭で最高210%に達していた関税率は同年末には平均税率60%にまで引き下げられ、それ以降も順次関税の引き下げが行なわれる予定であった（西山〔1982, p. 52〕）。

しかし、こうした政策に対するは当然産業界、既存の政党勢力、労働者層からの抵抗があつたし<sup>(9)</sup>、またマルティネス・デ・オス経済相を支えていた軍部のなかにもその経済政策を批判する声のあることが伝えられている。こうした幅広い抵抗に加えて、1930年以来の輸入代替工業化政策により成立している一群の製造業の存在は無視することはできず、貿易の自由化は金融自由化ほど迅速かつ徹底的には進まなかった。関税引き下げについては、最終製品には厚く非国産の資本財等については薄くという保護構造を残しながら全体として徐々に保護水準を引き下げていこうとするものであった。

他方、地域振興策はこの軍政期間中も引き続き継続されたのは上述したとおりである。それらの地域振興法は、特定の地域に特定の産業を定着させるためのものであり、産業振興法としての性格も持ち合わせていた。もちろんそれらの地域振興法の第1目標は該当地域の開発にあり、アルゼンチン全体で効率的な産業構造を作り出すという経済政策の目標とは矛盾する側面がある。

マルティネス・デ・オス経済相は1981年3月まで経済相の地位に留まるが、彼のとった自由開放政策はその在任中に早くも破綻を示した。1981年初めには輸出の困難、輸入の急増、対外債務の拡大、金融機関の倒産、そして外貨準備の減少がみられ、従来の政策、とくにペソ高によりインフレの抑制を目指すという政策は維持困難となり、同年2月初めにはペソの切り下げが断行された。1981年3月に成立したロベルト・ビオラ政権では経済相が交替したが、こうした危機は深化し、ペソの大幅な切り下げを余儀なくされていっ

た。また関税政策も産業界の強い引き上げ要求など議論が続き、1982年マルビーナス戦争の混乱の中、これも大幅な輸入品規制に乗り出さざるを得なくなった。そして1983年末に成立したアルフォンシン急進党政権では、基本的に軍政以前の保護政策に復帰したといえる。

## 2. 自由主義経済政策の影響

まずマルティネス・デ・オスの自由経済政策のうち最もすすんだ金融自由化の影響からみてみる。1977年6月1日より金利が自由化され、また各種の規制も解除された。こうした自由化は金融界にブームをまき起こし、多くの金融機関を設立させた。しかし、この自由競争により効率的な金融システムをつくろうとした目論見も、またマネタリスト理論による開放体系において内外金利が一致するであろうという見込みもはずれ、「投資向けの長期資本市場は形成されず、投機的で富の逆進的配分を促す短期金融市場を形成する」結果となった(Kosacoff; Azpiazu [1989, p. 13])。そして、この金融ブームは1980年6月には民間銀行の大手BIR(Banco de Intercambio Regional)の破産により終息するのである。一方、金利自由化後の金利水準は、それ以前と比べ高めで推移し、このことが当然製造業に負の影響を及ぼしたのは明白である(第5表)。

またペソ高と関税引き下げの影響は直接的には、輸入の増大となって直ち

第5表 アルゼンチン主要経済指標 1976~83年

年	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983
GDP成長率(%)	-1.7	4.9	-3.4	8.5	0.7	- 6.2	-5.1	3.1
工業成長率(%)	-4.5	4.2	-8.0	11.0	-3.8	-16.0	-4.7	10.8
対GDP工業生産(%)	36.5	36.2	34.5	35.3	25	22.4	22.5	24.2
貿易収支(100万ドル)	1,153	1,861	2,926	1,774	-1,372	710	2,762	3,717
総合収支(100万ドル)	913	1,717	1,958	4,284	-2,598	-3,192	-668	-2,449

(出所) CEPAL, *Anuario estadístico de América Latina*, UN, 1980, 1984.

に現れた。マルティネス・デ・オス経済相在任期の貿易収支をみると、1976年から78年までは好調な輸出に支えられて貿易収支の黒字は拡大した。しかし1979年から80年にかけて輸入が急増し、貿易収支は78年の約29億ドルの黒字から80年には約14億ドルの大幅赤字に転落した（CEPAL 統計による）。輸入を部門別にみても、この期間、全部門にわたって輸入は拡大し、そのなかでも特に電気機器と輸送機器の輸入拡大は著しかった。電気機器の輸入は1976年において約6億ドルであったものが90年には約30億ドルに、輸送機器の輸入は1976年が約1億4000万ドルであったのに対し80年には約11億ドルに増加している（INDEC [1989]）。

上述した要因の結果、工業生産成長率は1980年にはマイナスとなり翌年さらに16%も落ち込んだ。マルティネス・デ・オスによる自由開放経済政策がアルゼンチン経済にもたらした顕著な効果のひとつとして「アルゼンチン経済の非工業化」現象が指摘されている。1975年から82年にかけて工業生産は20%落ち込み、GDPに占める工業生産の比率も28%から22%へ低下している（Kosacoff; Azpiazu [1989, p. 20]）。

次に、マルティネス・デ・オスの経済政策の電気機器産業に与えた影響についてみる。消費財電気機器については、1976年の通達292号で71年以来続いている輸入禁止措置が解除された。また上述したように関税も順次引き下げられてゆき、これに1978年末以降ペソの過大評価の影響が加わることとなった。そのため輸入製品価格は低下し、FLACSO の計算によると白黒テレビ、ラジオ完成品の1976年12月の輸入コストを100とした場合、78年6月では46となり、80年6月にはそれぞれが22まで低下した。また半完成品およびプリント回路の輸入コストは、完成品のそれを上回る幅で下落した。1976年12月の半完成品輸入コストを100とした場合、78年6月には37、80年6月には18まで低下した（Azpiazu; Basualdo; Nochteff [p. 88]）。さらに1976年より開始されたカラー放送もアルゼンチンでのテレビ生産に重要な影響を及ぼした。テレビのカラー化を促進する法律が1978年に制定された。その法律21895号は、放送方式、放送開始日、その他一般的事項を定めているが、ア

ルゼンチンの民族系電気機器メーカーがその法律の定める放送開始日までに独自の設計に基づくカラーテレビを商品化するのは不可能であった (Schvarzer [1987, p. 80])。

上述したテレビ、ラジオ生産をめぐる環境変化は生産量と輸入量の変化となって現れた。ラジオに関する生産統計が未整備なためテレビに関してのみ言及すると、1974年から76年にかけての平均テレビ生産台数は39万7000台であったのに対し、1978年から80年にかけてテレビ生産は24万1000台に減少した (Azpiazu; Basualdo; Nochteff [p. 94])。国連統計で算出方法が異なるため数値は同じではない)。テレビ生産をめぐる傾向は、国産白黒テレビの生産減とテレビ全般の輸入拡大となって現れた。第6表は当時の電気機器産業部門上位14社の1976年と、マルティネス・デ・オスが経済相を退いた翌年の82年の生産動向を比較したものである。まず資本の国籍からみてみると、1976年において外資企業は14社中2社であり、民族系資本が主流となっている。この傾向は調査対象企業に限って言えば1982年の時点においてもあまり変化せず、民族系資本が主流を占めている。しかし大きな変化は生産面にみられた。1972年では外資系2企業を除く他社は、国産技術を使用して電気機器製品の生産をしていたが、82年ではほとんどの企業が生産を中止し、自ら外国製品の輸入を取り扱い始めた。また1982年でも生産を続けていたガーファンケル (B. Garfunkel) 社の場合も使用生産技術は外国からの導入技術に転化されている。

### 3. ティエラ・デル・フエゴ島での生産開始

1979年までのマルティネス・デ・オス経済相による自由開放経済政策の電気機器産業に対する影響はおよそ上述したとおりであるが、こうした状況をもとにアルゼンチンの電気機器生産は1980年以降に変化がみられた。すなわち、法律19640号とその関連政令の恩典を利用して輸入部品を使用し、ティエラ・デル・フエゴ島においてノックダウン生産を行なうことがアルゼンチ

第6表 家庭用電気機器生産企業の変遷

企 業 名	生産ライン		輸 入	資 本 国 籍		技 術 国 籍	
	1967	1982		1976	1982	1976	1982
Acoustech	オーディオ	—	実行	民族	民族	国産	—
American Dynamic	オーディオ	—	実行	民族	民族	国産	—
Audinac	オーディオ	—	実行	民族	民族	国産	—
B. Garfunkel	白黒テレビ	—	民族優勢	民族優勢	民族優勢	国産	—
Fate	カラーラジオ	継続			民族	ブランド	外国
Radio Serra	計算機	—	実行	民族	民族	国産	—
	白黒テレビ	(—)	(実行)	民族	民族	国産	(国産)
	オーディオ	—			民族	国産	—
Ken Brown	*テープ	—	(実行)	民族	民族	国産	—
Noblex	ラジオ	—			民族	国産	—
Philco	白黒テレビ	(—)	実行	民族	民族	国産	—
Philips	カラーラジオ	(—)	実行	外国	(民族優勢)	(ブランド)	(外国)
	白黒テレビ	—	実行	外国	外国	ブランド	(外国)
	ラジオ	—	実行	外国	外国	外国	—
	オーディオ	—	実行	外国	外国	外国	—
Telesud	*テープ	—	実行	—	(ブランド)	—	—
Televa	白黒テレビ	—	(実行)	民族	民族	国産	—
Tonomac	白黒テレビ	—			民族	国産	—
Turner	オーディオ	—	—	民族	—	国産	—

(出所) Azpiazu; Basualdo; Nochteff (p. 98)

※録音機

ンにおいて当該分野での生産活動を続けるために残された有力な方策となつたからである。

その様子をカラーテレビ生産を例にとってみる。すでに述べたように、現地適用技術と一定の国産部品を使用して続けられてきたアルゼンチンの白黒テレビ生産は、マルティネス・デ・オスの経済政策により大きな打撃を受けた。そして、まさにこの時期にアルゼンチンでテレビのカラー化が実施されたのである。1978年10月30日法律21895号によりテレビのカラー化の方針が

第7表 カラーおよび白黒テレビに関する関税率

(%)

年	1979	1980	1981	1982
カラーテレビ				
完成品	60	60	55	43
パーツ・半完成品	43	39	42	38
その他部品	10	10	10	10
白黒テレビ				
完成品	74	68	48	38
パーツ・半完成品	43	39	47	38
ブラウン管	43	39	47	38
CRT コントロール	45	41	48	38

(出所) 第6表と同じ(p. 110)。

確定し、1980年よりカラー放送が開始されたのであった。前述したように、法律施行から放送開始までの日時が短く、現地企業が製品の自主開発をすることは不可能であったし、また輸入品との競争が厳しかったことから、テレビのカラー化に際して現地企業がとった経営戦略が法律19640号を利用したティエラ・デル・フェゴ島でのノックダウン生産であった。その際、決め手となったのがカラーテレビの完成品の関税率である。第7表はカラーテレビおよび白黒テレビの関税率を示したものである。それによるとカラーテレビの場合本土では、1979年に完成品に対して60%，82年でも43%の関税が課されている。これに対して部品の輸入は法律19640号とその関連政令による規定（本土での輸入関税が50%以下の物品はティエラ・デル・フェゴ島では無税）に従い、ティエラ・デル・フェゴ島への部品の輸入関税が免除される。この他に、資本財の輸入関税免除や国内諸税の免除措置があった。他方、ティエラ・デル・フェゴ島で加工された物品の本土への出荷は自由だったので、その免税措置を利用して部品の大部分を輸入し、現地で組み立てのみを行ない、それを本土へ出荷すれば、関税のかかった輸入完成品と競争ができ、アルゼンチン・テレビ産業は部分的に生き残れるはずであった（Schvarzer [1987]，Kosacoff [1989]，Azpiazu; Basualdo; Nochteff）。

ここで留意すべきは、ティエラ・デル・フェゴ島での電気機器産業の展開

が、マルティネス・デ・オス経済相の自由開放経済政策の結果、輸入製品との競争に敗れた本土の電気機器産業が、同島に生存のためやむをえず移転したという消極的側面にのみ目を向けるべきではないということである。先に述べたようにマルティネス・デ・オスが経済相であった軍政期間中は、ビーグル海峡をめぐりチリとの緊張が再び高まった時期でもあった。そのため、軍政当局のティエラ・デル・フエゴ島に対する関心は当然高まり、法律19640号に手を加えなかったという消極策のみならず、1977年の産業振興法に国境地帯における新産業の設立が掲げられているように、むしろ積極的にティエラ・デル・フエゴ島での新産業の展開を促進した側面もある。もちろんそれは、マルティネス・デ・オス経済相の推進した自由開放経済政策の目標とは整合性がないことは明白である。この場合軍の国家安全保障の原理が経済合理性の論理を押さえたとみるのが順当であろうが、さらにそのことは、当時の軍内部がマルティネス・デ・オス経済相の採用している自由開放経済政策を必ずしも一枚岩で支持したのではないことと関係しているように思われる。当時、軍部のなかには自由開放政策がアルゼンチンの重要産業を崩壊させるのではないかという根強い批判があったのも事実であった。<sup>11)</sup>

しかし、白黒テレビに関してはこの方式をもってしても、当時の情勢下、それが存続するのはかなり困難であった。その原因として、アルゼンチンの白黒テレビ生産は現地適用技術と比較的多くの国産部品を使用してきたため、部品に対する輸入関税免除の特典の恩恵がノックダウン方式のカラーテレビほど大きくないことと、当時、世界的に白黒テレビの技術は一般化し、白黒テレビの国際価格がかなり低下していてアルゼンチン産白黒テレビが競争力を持ち得なかったことなどが指摘されている（Azpiazu; Basualdo; Nochteff, p. 107）。

それはともあれ、こうしたティエラ・デル・フエゴ島における電気機器のノックダウン生産は、その後政令により恩典供与の対象とされた他の部門、すなわちオーディオ、ラジオカセット、ビデオ、扇風機、洗濯機、掃除機、エアコン等に拡大した。このようにティエラ・デル・フエゴ島の電気機器産

業は、軍の強い意向をうけて制定された法律19640号をもとに、その後の経済情勢の激変(マルティネス・デ・オスの自由化政策)により成立したものであった。そしてマルティネス・デ・オス経済相退陣後、開放政策が後退し、輸入品との競争が停止した後も法律19640号は存続し、同島でのノックダウン生産は継続された。さらに民政移行後製品輸入が停止されると、それまで外国製品を輸入していた企業の中でアルゼンチン市場に継続して参入を希望するものはティエラ・デル・フェゴ島でノックダウン生産を続けるより他に選択の余地はなかった。<sup>12</sup>

## 第5節 地域振興法の結末

### 1. ティエラ・デル・フェゴ島の現況

法律19640号とその後の経済環境の変化により作り出されたティエラ・デル・フェゴ島への電気機器産業等の工場開設の動きは、同島の状況を劇的に変えた。まず工場の新規開設状況をみると、工場新設数は1979年まで1桁であったのに対し80年から84年にかけて2桁の工場が新設され、ピークの83年には27の工場が新設されている。新設された工場の内訳をみると、機械機器製造部門が最多で、1973年の時点で機械機器製造の事業所は1つであったのに対し、1984年では47事業所に増加し、これは139新設事業所の約3割に相当する。その機械機器製造部門内の内訳は電気機器製造事業所が27、金属製品製造事業所が<sup>12</sup>、機械製造事業所が5となっている。機械機器製造部門以外では繊維皮革30、食品25、木材加工13などの新規開設が多い(Roitter [1987, cuadro 2,3])。

次にこれら新規開設事業所の雇用に与えた影響をみてみる。第8表からもわかるように、金属機械生産部門で著しい雇用増が1974年工業センサスと85年工業センサスの間に起きている。同部門の就業人口は、1974年ではごくわ

第8表 事業所および就業人口の推移

部 門	1974年センサス		1985年センサス	
	事業所数	就業人口	事業所数	就業人口
食品・飲料・タバコ	15	165	30	285
繊維・衣料・皮革	7	17	32	833
木材加工	27	310	23	374
製紙・印刷等	2	5	5	23
化学・石油化学等	1	2	10	268
非鉄金属（除石油石炭）	7	39	7	41
金属・機械	1	43	47	4,348
ティエラ・デル・フェゴ島の人口	16,100人		43,214人	

(出所) INDEC, *Censo nacional económico, 1974.* 1974年9月30日現在。

INDEC, *Censo industrial manufacturero de 1985.* 同年4月30日現在。

人口: Roitter (1987, p. 21)。

すかであったものが85年時点では4348人と大幅に増大している。そして、こうした製造業の定着と雇用の増大を背景に同島の人口も1974年の1万6000人から1985年の4万3000人に急増している。このようにティエラ・デル・フェゴ島を対象とした産業振興策は、その後の経済情勢の変化に助けられ、同島へは電気機器産業を中心とするいくつかの産業を定着させ、その結果、雇用人口が増加し、それにより同島の人口も増加した。その意味でこの地域産業振興策のティエラ・デル・フェゴ島の開発という目的は達成されたとみてよいであろう。

現在、ティエラ・デル・フェゴ島にはウシュアイア市とリオ・グランデ市に分かれて工場が立地している。両市にはそれぞれ工業団地があり、主要な工場はその団地内に立地している。先にも述べたように、現在同島にノックダウン方式による電気機器製造工業が立地する理由は、法律19640号とその関連政令による中間財・資本財輸入関税の免除と、本土への完成品輸入に対する高関税または禁止措置による（完成品に対する措置は時期により異なる。1984年の政令4070号により家庭用電化製品は事実上輸入困難となった）。そのため輸入部品はブエノス・アイレスより陸路3000キロメートルを輸送され、完成品の出荷も同様のルートをたどって行なわれる。通関は同島とチリ国境で行な

われ、ブエノスアイレスまでの輸送日数は4日半である。これらは輸送コスト，在庫コストのかさあげ要因となっている。

労働者はブエノスアイレスを含む全国から集まっている。それら労働者は、ウシュアイア市とリオ・グランデ市の産業別労働組合に組織化され、その組織率は高く組合の発言力はきわめて強い。賃金は各市単位で産業別組合と経営者連合との交渉によって決定されるが、その基準はリオ・グランデ市の場合ブエノスアイレスにおける賃金の3倍、ウシュアイア市の場合3倍弱との合意が成立していることから、ティエラ・デル・フエゴ島での生産はブエノスアイレスで生産した場合と比べ労働コストはきわめて高いことになる。このように同島での生産はノックダウン生産としてはコストが高く、輸出の可能性は事実上閉ざされている。<sup>113</sup>

## 2. アルゼンチン電子産業の縮小再編

今までみてきたようにアルゼンチン電気機器産業は、法律19640号の制定、マルティネス・デ・オス経済相による自由主義経済政策の実施、製品輸入の拡大、法律19640号の恩典を利用してのティエラ・デル・フエゴ島でのノックダウン方式による生産開始、軍政の崩壊と輸入代替経済への回帰という大きな変容を体験してきた。そこでここでは、この間にアルゼンチン電気機器産業に実際に起きた構造変化をまとめてみることにする。

軍政期の経済政策（輸入関税引き下げと反インフレを主要な目的としたペソ高政策）により電気機器製品の輸入は、消費財、中間財、資本財とも輸入が大幅に拡大し、それまで産業保護政策のもと独自の輸入代替的発展を示していたアルゼンチン電気機器産業はきわめて大きな打撃を受けることとなった（第9表参照）。生産量は1970年を100とすると82年には64.8まで低下し、同部門就業者も同じく1970年を100とした指標によると82年は49.9まで低下した（INDEC, [1989, p. 417]）。

また、この間に消費財生産のブエノスアイレス首都圏からティエラ・デ

第9表 1974年と83年の電気機器製品の生産および輸入部品の比率  
(単位:1000 US ドル(1970年価格))

年	1974		1983	
	全電気産業	消費財 (%)	全電気産業	消費財 (%)
生産額	366,311	260,496 (71)	199,567	85,248 (42)
就業者数(人)	21,000	13,000 (62)	14,663	4,938 (34)
技術者等(人)	2,500	1,300 (52)	3,880	967 (25)
輸入部品	36,679	12,598 (34)	42,240	18,189 (43)

(出所) Azpiazu, Basualdo; Nocchetti (p. 40)

INDEC (1987)。

ル・フェゴ島への移動が行なわれたことが認められる。ラジオ・テレビ製品の生産額をみると1973年ではその実に94.07%がブエノスアイレス首都圏(連邦首都とグラン・ブエノスアイレス)で生産され、ティエラ・デル・フェゴ島での実績はゼロであった。それが1984年にはブエノスアイレス首都圏での生産が32.78%に低下し、逆にティエラ・デル・フェゴ島での生産が62.17%に拡大している。このほか電気機器生産部門全体をみても1983年ではブエノスアイレス首都圏での生産額が59%であるのに対しティエラ・デル・フェゴ島での生産が36.8%となっている。また電気機器消費財の生産ではブエノスアイレス首都圏の比重は21.4%となりティエラ・デル・フェゴ島の比率は78.6%となっている (INDEC [1987, pp. 108~109])。

こうした生産と雇用の縮小、また最終消費財生産のブエノスアイレス首都圏からティエラ・デル・フェゴ島への移動のほかに見逃してはならないことに、この間アルゼンチンにおける電気機器生産の構造あるいは性質が大きく変容したことがある。

まず初めに指摘できることは、全電気機器生産に占める消費財生産の比重が低下していることがある。しかしこれは全体的な生産縮小の減少の中で、消費財生産部門の落ち込みがとりわけ激しかった結果であるといえる。次に輸入部品に対する依存度の拡大がみられた。1974年において輸入部品依存度は全電気機器生産の場合10%、消費財の場合4.8%であったものが、83年では全電気機器生産の場合21%、また消費財生産の場合も21%となっている。

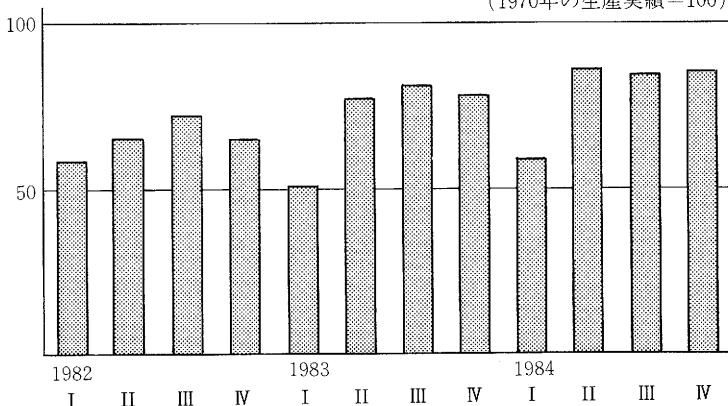
輸入部品依存度の上昇率は消費財生産でとくに高く、これは、ティエラ・デル・フェゴ島での生産がノックダウンによりなされていることが大きく影響している。

次に指摘しなければならないことに、アルゼンチン電気メーカーの技術的自主性の大幅な喪失の現象が起きたということである。大規模な構造変化の起こる前の1976年時点では、民族系企業に限って言えば、普及技術に改良を加えた独自の設計が広範に行なわれていた。ところがティエラ・デル・フェゴ島での生産は、外国企業設計の製品を主として同一企業よりの輸入部品を使用して行なうノックダウン生産に移行したため、独自の設計および技術開発を行なう必要はほぼ完全になくなってしまったといえる。そのことは技術者数の減少となって現れている。第9表によれば、全体の技術者数が増えていく中で消費財生産部門では技術者数が1974年から83年にかけて1300人から967人に減少している。

電気機器製品消費財のティエラ・デル・フェゴ島でのノックダウン生産は、1972年制定の法律19640号の恩典を利用し、また後の軍政期の開放政策により作り出された経済環境を契機として出現したものであったが、基本的にはその存立の根拠は法律19640号による中間財、資本財輸入に対する関税免除の恩典措置であることは疑いない。そしてこうしたティエラ・デル・フェゴ島で免税措置を利用して、部品を輸入し国内市場を対象としたノックダウン生産を行なうという構造は、軍政末期よりその自由化政策が弱められ1983年から民主政府のもと、それ以前の輸入代替政策への完全な復帰が行なわれるに至り、その基盤を一層強固なものとしたのであった。しかしそれは、アルゼンチン電気機器産業全体からみれば生産の縮小、雇用の減少、輸入部品に対する依存度強化、技術的自主性の喪失、というマイナス面が強い。さらにノックダウン生産そのものが、ティエラ・デル・フェゴ島という地理的な条件の悪いところにきわめて不自然な形で立地されたため、輸出競争力を得るには遠く及ばず、その生産は依然として国内市場を対象とさせるを得なかつた。言い換えれば、アルゼンチン電子産業をめぐる1972年以降の変動は、

第1図 電気機器生産量の推移 1982~84年

(1970年の生産実績=100)



(出所) INDEC (1989, p. 417)。

従来からあった輸入代替構造の縮小再編過程に他ならなかった(第1図)。

### 3. 法律19640号の延長問題

法律19640号による恩典利用によりティエラ・デル・フエゴ島で成立した一群の製造業に対しては、強い批判が存在する。そのひとつは、最大市場のブエノスアイレスから3000キロメートルのアルゼンチン最南端の人口稀薄地帯に各種の恩典を与えて産業を立地させるのは、さまざまな経済的非合理性をまねいているという批判である。またもうひとつの根強い批判は、ティエラ・デル・フエゴ島進出企業が法律19640号の内外税金免除の恩典を利用して脱税行為を行なっているという批判である。1988年には中道連盟の下院議員アルベルト・アルバモンテがティエラ・デル・フエゴ島への輸出に際してオーバーインボイスが大規模に行なわれているとして関税局長のファン・カルロス・デルコンテを非難する事態にまで発展した(*Review of the River Plate*, 1988年10月12日)。

しかし、ティエラ・デル・フエゴ島に対する産業振興措置の継続について

はアルゼンチンの2大政党である急進党とペロン党とも現在まで基本的に賛成である。ティエラ・デル・フエゴ島は連邦政府直轄領のため州知事は連邦政府により任命される。アルフォンシン急進党政権時代は急進党の知事が任命され、メネム・ペロン党政権に代わるとペロン党の知事が任命された。また正式の州でないため連邦上院議員の選出もない。そのため国政レベルの選挙は大統領選挙と下院議員選挙のみである。1983年大統領選挙の得票率は急進党35.6%，ペロン党35.3%であり，1989年大統領選挙ではペロン党42.7%，急進党36.6%となっていて、いずれの選挙においても両党の得票率は各々全国平均より低い。また連邦下院議員の2議席はペロン党と急進党によって分けられている。このように全国平均と比べるとその得票率こそ低いが、基本的にティエラ・デル・フエゴ島の住民は既存2大政党支持に色分けされ、そのなかでも1985年以降3回連続して連邦下院議員選挙の得票数ではペロン党が急進党を上回っている (Fraga [1989, pp. 228~234])。

ティエラ・デル・フエゴ島の製造業が法律19640号をもとに成り立っていることは周知の事実であり、住民（ペロン党、急進党支持にかかわらず）がその継続を求めるのも当然である。そのような中で1988年には法律19640号の延長問題が浮上した。当時はアルフォンシン急進党政権時代であり、急進党の州知事エリオス・エセベエリ (Helios Eseverri) も、ティエラ・デル・フエゴ島はブエノスアイレスから遠く、そこの電気機器産業は経済的に不利な点を持つということを認めながらも、同法律によりティエラ・デル・フエゴ島に多くのアルゼンチン人が定着した事実を評価し、また同法律がない場合ティエラ・デル・フエゴ島での製造業が成り立たない現実を認め、アルフォンシン大統領に同法の10年間の延長を要請した。また現地政府関係者も一致して同法律の存続を希望していた。そうしたことから1988年9月アルフォンシン大統領は同法律を15年延長する政令を公布した (*Mercado*, 1988年7月28日)。

1989年7月に成立したペロン党メネム政権下では、一時法律19640号の存続に関して議論があった。しかしそれに対しても、現地ペロン党政府は強く存続を主張し、メネム大統領も同法律の存続に同意した。<sup>14)</sup> このように同法律

によりティエラ・デル・フエゴ島の人口は増大した。同島に本土から移住してきた住民はそうした保護措置に立脚した産業に依存しており、その体制の存続こそが彼等の利益にかなっていた。そのため現地を統治していた2大政党も、アルゼンチン全体からみた経済的不利益を承知しながらも同法律の継続を強く中央政府に働きかけ、結果として法律19640号は急進党政権、ペロン党政権下でも継続されることとなった。

このようにティエラ・デル・フエゴ島における電気機器産業は、軍政期に定着し、民政復帰後もアルゼンチンの有力2大政党によって受け継がれた。ここで注目すべきは、ティエラ・デル・フエゴ島の産業振興策が軍政から民政へと受け継がれて定着していく点である。さらに同島に電気機器産業を定着させる根拠となる法律19640号の歴史をみれば、軍政（1966～73年）→民政（ペロン党政権73～76年）→軍政（76～83年）→民政（急進党政権83～89年）→民政（ペロン党政権1989年～）と受け継がれてきている。ここに経済政策論の問題点として、アルゼンチンにおいてなぜかくも長きにわたって輸入代替工業化政策が維持されてきたのかという問い合わせを解くひとつの鍵があると思われる。

### おわりに

以上、ティエラ・デル・フエゴ島に電気機器産業が立地しているのは1972年に制定された法律19640号の内外税金の免除を基本とした恩典を利用してのことであったという事実を繰り返し指摘してきた。同法律が成立した背景はビーグル海峡およびそれに隣接した諸島をめぐってチリとの長年の紛争があり、交渉を有利に遂行するためにもティエラ・デル・フエゴ島の開発を促進するようにとの軍からの要請があった。そこでは領有権確保という軍事的目標が優先され、ブエノスアイレスから離れているため輸送コストや人件費がかさむといった経済的要因は無視されていた。かかる背景をもって成立し

た法律19640号ではあったが、同法律が実質的意味を持つようになるのは、1976年から83年にかけての軍政期の後半、マルティネス・デ・オス経済相の自由主義経済政策により製品輸入拡大という状況のもとであった。自由化政策とはいえた永年にわたる輸入代替工業化の歴史は完全には無視できず、製品輸入に対する関税は他のものより高く、法律19640号の中間財、資本財輸入免除の恩典を利用してティエラ・デル・フェゴ島でノックダウン生産を行なえば輸入製品との競争が可能であった。そのため1980年頃より、電気機器製造工場のティエラ・デル・フェゴ島での設立が相次いだ。そして軍政末期より自由主義経済政策は緩和され、民主化後は基本的に軍政以前の輸入代替工業化経済政策に復帰したが、法律19640号には大きな変更はなく、同島でのノックダウン生産は継続された。

その結果、確かにティエラ・デル・フェゴ島に電気機器製造業が定着し、同島の人口も大幅に増大し、ティエラ・デル・フェゴ島の地域開発という面に限って言えば政策目標は達成された。しかし、こうした電気機器産業のティエラ・デル・フェゴ島でのノックダウン生産への移行をアルゼンチン電気機器産業全体からみると、まず第1にアルゼンチン全体での生産規模の縮小、雇用人口の縮小がみられた。次にノックダウンへの移行により輸入部品に対する存在が高まり、電気機器製造部門全体での貿易赤字も拡大した。さらに1972年以前では普及技術の現地適用という範囲での技術的自主性というものがあったが、それも全面的に喪失した。他方、ティエラ・デル・フェゴ島の地理的条件により、そこでノックダウン生産は輸送コスト、人件費がかかり、そこで生産された製品は国際競争力を持つには至らず、依然として国内市場を対象とせざるを得なかった。こうしたことから法律19640号に基づくティエラ・デル・フェゴ島での電気機器製造は輸入代替構造の縮小再編であったとみることができる。また現地には電気機器産業の存在から利益をうける広範な社会層が形成され、彼らに支持されるところの現地の有力2大政党も同法律の擁護で動くこととなり、同法律は継続されることとなった。

以上のことをまとめると、産業政策の目標が政治的あるいは軍事的要請に

基づき決定され、経済的合理性は無視されてしまった過程がみられた。そして、その政策を実行した結果、政治的あるいは軍事的目標は達成されるが非常に非効率な産業を成立させてしまい、それは国民経済全体からみるとマイナスの面が強いといえる。しかし一度そのようにして産業が成立すると、そこから利益をうける広範な社会層が形成され、彼らに支持される有力政党もその経済的不合理性を認識しつつも現状の変更は強行できず、こうした経済的に不合理な産業構造が固定化してしまう。こうした状況はこの章で扱ったティエラ・デル・フェゴ島の例に典型的にみられるのであるが、程度の差こそあれアルゼンチンの産業構造全体の問題であると思われる。もちろん、政治的目標が経済合理性に優先しても問題ない場合もありうるし、また経済的合理性のあまりの追及はかえって労働者市民の不利益になる場合もある。問題はアルゼンチンの場合あまりにも多くの産業が、産業振興政策の名のもとに保護され、結果として非効率な一連の産業を温存してしまっていることにある、さらに言えばこうした保護構造が政治的、社会的に制度化してしまったことにある。

こうした状況は、従来からしばしばポピュリズムの弊害として把握されてきた。しかし本論で注目すべきことは、ティエラ・デル・フェゴ島振興法が制定されたのは軍政期であり、それが実効をもつに至ったのもペロン党政権を転覆して成立した軍事政権下であったことである。この1976年から83年にかけての軍事政権は、経済政策として自由開放政策を採用し最も反ポピュリスト的政権と見なされてきた。ところが、その軍事政権のとった政策のかもし出した状況により、電気機器産業の輸入代替工業をティエラ・デル・フェゴ島において縮小再編させてしまった。しかしそれは、自由開放政策の帰結という消極的な側面しか持ち得なかつたということではなく、ティエラ・デル・フェゴ島の産業振興に限っていようと、チリとの領土問題という軍事的・政治的課題を抱えていたため軍事政権は「国境地帯に新産業を設立させる」という方針を持ち、むしろティエラ・デル・フェゴ島への電気機器産業の移転を積極的に肯定した側面をもっていた。こうしたティエラ・デル・フェゴ

島の事例から明らかとなったことは、産業保護の構造化に、そこから直接利益を得る労働組合や一部企業家というポピュリスト勢力に留まらず、それと従来対極にあると見なされてきた軍も積極的に関与していたということである（1976年から83年までの軍政期間中、全体としてこうした傾向とは逆の政策がとられたが、貿易政策や産業政策ではその試みもそれほど徹底したものにはならず、また自由開放政策も最終的に失敗した）。こうしてみるとティエラ・デル・フエゴ島において産業保護の構造化を言う場合、単にアルゼンチンにおいてこれまでポピュリスト勢力とみなされてきた階層のみを対象とするのではなく、労働組合からはじまり中間層、企業家、さらに軍に至るきわめて広範な勢力を視野に入れなければならないということがわかる。

アルゼンチンの政治史をみると、1930年軍事クーデター以降、民主政治が軍事クーデターによって中断されるという歴史を繰り返してきた。本論で扱ったティエラ・デル・フエゴ島の事例からは、そうした民政→軍政と目まぐるしく政権交代が行なわれるなかで、輸入代替工業化政策が維持され続けてきたのが、実はこうした政策が単に労働組合を中心とするポピュリスト勢力に留まらず、軍を含めた非常に幅広い勢力により支持されてきたからであるという仮説が提起される。とくに、輸入代替工業化政策を支持し推進した中心勢力のひとつに軍がいたことは、アルゼンチンの政治史に大きな比重を占める軍政期において輸入代替工業化政策の基本的な部分は維持され、いくたびかの軍政→民政という政権の劇的変化を乗り越えて、輸入代替工業化政策が維持され続けてきた重要な要因のひとつであると考えられる。

[注]——

- (1) 工業化の段階を区分したものとしては以下の文献が代表的である。  
Villanueva (1972) /Ferrer (1968) /Díaz-Alejandro (1975) /Randall (1978) /Dorfman (1970)。

(2) こうした外的条件の変化が1930年代に工業化を特に推進したわけではないとする実証的研究も多い。たとえばO'Connell (1984)。

(3) 同政権の閣僚には大牧場の利益を代表するアルゼンチン農牧協会のメンバー

が多かった。

- (4) レッセ・フェール政策については以下の文献を参照のこと。Cueno (1975)。また、1930年以前にも部分的に保護政策があったことは事実であり、この場合のレッセ・フェール政策とは、あくまでも30年以前の政策の一般的傾向を示している点に注意されたい。
- (5) Cueno (1975, pp. 219-220)。また、同書によるとカスティージョ自身も純然たるオリガルキーの代表ではなかったとしている。軍政下の1941年には軍事工廠総局、43年にはサプラ製鉄所が設立されるなどカスティージョの考えのなかには、製造業の確立が国家の経済的独立とその主権の確立にとって必要であるとの見解がみられた(p. 221)。
- (6) その代表としてサビオ将軍の『製造業動員論』がある。Sabio (1933)。
- (7) Waisman (1987, p. 257)。
- (8) 日本の産業政策策定にあたってさえ、それは経済的合理性に基づくというよりも、むしろ経済外的理由に基づいて決定されるという小宮教授の意見がある。同教授によると「日本の産業政策は大体において、当局者とその背景にある『世論』が、日本において確立したいと考えた産業を育成・発展させたのであって、『産業構造』策定の理由はあとからつけくわえた理由にすぎないようにおもわれる。……私の印象では産業政策当局が日本に是非とも欲しい産業と考えて大いに力を注いで保護育成してきた産業は要するに國家の威信にかかわる産業であり……」(小宮 [1984, pp. 8~9])。こうした小宮教授の指摘は、産業政策の策定が政治的過程で行なわれるという意味でアルゼンチンにも概ね該当すると思われる。
- (9) 産業界、政党勢力、労働組合に反対のあったことは *Review of the River Plate*, 1979年9月12日, 1978年1月31日などから読み取ることができる。
- (10) 『ラテンアメリカ時報』 Vol. 21, No. 1, 1978.
- (11) 『ラテンアメリカ時報』 Vol. 21, No. 1, 1978, pp. 4~5。
- (12) この項は1989年10月の筆者現地調査時の聞き取りによる。
- (13) この項は1989年10月の筆者現地調査時の聞き取りによる。
- (14) この項は1989年10月の筆者現地調査時のティエラ・デル・フエゴ連邦直轄領政府経済相とのインタビューによる。

#### [参考文献]

##### 〈日本語文献〉

- 細野昭雄・恒川恵市 (1986) 『ラテンアメリカの危機の構図』 有斐閣。  
小宮隆太郎他編 (1984) 『日本の産業政策』 東京大学出版会。

西山洋平（1982）「アルゼンチン経済の現状」（『海外投資研究所報』第8巻4号）。  
 大原美範編（1974）『アルゼンチン経済と投資』アジア経済研究所。  
 松下洋（1987）『ペロニズム・権威主義と従属—ラテンアメリカの政治外交研究』有信堂。

#### 〈外国語文献〉

- Azpiazu, Daniel; Eduardo Basualdo; Hugo Nochteff (出版年不詳) *Estructura y transformaciones electrónica en Argentina*, Buenos Aires, Facultad Latinoamericana de Ciencias Sociales.
- Cavallo, Domingo (1984) *Volver a crecer*, Buenos Aires, Sudamericana.
- Cúeno, Dardo (1975) "La burguesía industrial oligárquica 1875-1930," Marcos Giménez Zapiola ed, *El Régimen oligárquico, materiales para el estudio de la realidad argentina*, Buenos Aires, Amorrortu.
- Díaz-Alejandro, C. F. (1975) *Ensayos sobre la historia económica argentina*, Buenos Aires, Amorrortu.
- Dorfman, Adolfo (1970) *Historia de la industria argentina*, Buenos Aires, Solar.
- Ferrer, Aldo (1968) *La economía argentina*, Buenos Aires, Fondo de Cultura Económica.
- Ferrer, Aldo (1981) *Nacionalismo y orden constitucional*, Buenos Aires, Fondo de Cultura Económica.
- Ferrero, Roberto A. (1980) *Del fraude a la soberanía popular (1938-1946)*, Buenos Aires, La Bastilla.
- Ferrucci, Ricardo J. (1986) *La promoción industrial en Argentina*, Buenos Aires, EUDEBA.
- Fraga, Rosendo (1989) *Argentina en la urnas 1916-1989*, Buenos Aires, Editorial Nueva Mayoria.
- Instituto Nacional de Estadística y Censo (出版年不詳) *Censo nacional económico 1974*, Buenos Aires.
- *Censo industrial manufacturero de 1985*, Buenos Aires.
- (1987) *Encuesta industrial de electrónica*, Buenos Aires.
- (1989) *Anuario estadístico 1983/1986*, Buenos Aires.
- Kosacoff, Bernardo; Daniel, Azpiazu (1989) *La industrialización argentina: Desarrollo y cambio estructurales*, Buenos Aires, CEPAL.
- Mallon, Richard D. (1975) *Economic Policymaking in a Conflict Society: The Argentine Case*, Cambridge, Harvard University Press.

- O'Connell Arturo (1984) "La Argentina en la depresión: los problemas de una, economía abierta," *Desarrollo Económico*, Vol. 23, No. 92.
- Petrecolla, Alberto (1974) *Industria electorónica y progreso técnico en un contexto de industrialización*, Buenos Aires, Instituto Torcuato Di Tella.
- Randall, Laura (1978) *Historia económica de la Argentina en el siglo XX*, Buenos Aires, Amorrortu.
- Roitter, Mario (1987) *La industrialización reciente de Tierra del Fuego*, Buenos Aires, Consejo Federal de Inversiones.
- Sabio Manuel N. (1933) *Movilización industrial*, Buenos Aires, Ejército Argentino.
- Sanguinetti, Horacio (1988) *La democracia ficta (1930-1938)*, Buenos Aires, La Bastilla.
- Schvarzer, Jorge (1987) *Promoción industrial en Argentina*, Buenos Aires, CISEA.
- Villanueva, Javier (1972) "El origen de la industrialización argentina," *Desarrollo Económico*, Vol. 12, No. 47.
- Waisman, Carlos H. (1987) *Reversal of Development in Argentina*, Princeton, Princeton University Press.